

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和 8 年 9 月 10 日

分任支出負担行為担当官

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所長 佐藤 毅

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度那珂川沿岸農業水利事業所庁舎ほか消防用設備等点検業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 仕様書のとおり
- (4) 履 行 場 所 仕様書のとおり
- (5) 調達ポータル 本件は調達ポータルの対象案件である。
ただし、調達ポータルによりがたい場合は、紙による見積書の提出を可とする。
- (6) 契約の保証 不要

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の営業品目「建物管理等各種保守管理」若しくは「その他」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、履行する地域の競争参加資格を有する者であること。又は、令和 7・8・9 年度関東農政局随意契約登録者名簿において、「役務の提供等契約」における営業品目「建物管理等各種保守管理」若しくは「その他」の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、関東農政局長から、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 2 日付け 26 関総第 575 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の配布場所及び問合せ先（発注窓口）

- (1) 紙媒体による配布場所
〒310-0002 茨城県水戸市中河内町 960-1
関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所庶務課経理係
電話 029-227-7571
- (2) 電子媒体による交付場所
 - ア 調達ポータル
URL <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
 - イ 関東農政局ホームページ
URL <https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/opencounter.html>

4 見積書の提出場所及び期限

- (1) 見積書の提出場所
上記3に同じ
- (2) 見積書の提出期限
令和8年9月28日午前10時

5 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日時
令和8年9月28日午前11時
- (2) 場所
関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所 会議室

6 見積書の提出方法等

- (1) 見積書の記載金額
見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。
なお、見積書に記載された金額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。
- (2) 見積書の提出
 - 一 紙の場合
上記4の(2)の見積書提出期限（以下「提出期限」という。）内に見積書（別紙様式）を提出すること。なお、郵送する場合は、担当者の名刺等、担当者の氏名・連絡先が分かる書類を同封すること。
 - 二 調達ポータルの場合

上記４の（２）の提出期限内に提出すること。

三 電子メールの場合

電子メールでの提出を希望する場合は、上記３の（１）に問い合わせること。

IV 競争参加資格証明書等の写しについて

見積書の提出方法に関係なく、２の（３）の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。

V 電子くじについて

調達ポータルでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になるので、電子による見積参加者は、調達ポータルで電子くじ番号を入力し、紙による見積参加者は、見積書に電子くじ番号（任意の３桁の数字）を記載すること。

- (3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積り
- (2) 見積りに参加する資格を有しない者による見積り
- (3) 記名を欠く見積り（調達ポータルによる場合を除く。）
- (4) 金額を訂正した見積り
- (5) 仕様書記載の調達条件を満たさない見積り
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (7) 同一人の見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- (8) 見積品等の事前確認が必要な見積りにあつては、事前に承認を受けていない者による見積り
- (9) ６の（２）IVの競争参加資格証明書の写しの添付がない見積
- (10) その他、暴力団に関与する者による見積りなど、不適切と認められる見積り

8 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積りを提出した者が２者以上あるときは、電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

9 結果の公表

見積合わせの結果は、関東農政局ホームページにおいて公表する。

URL <https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/opencounter.html>

10 契約書作成の要否 否

11 その他

- (1) 受注者として決定した者は、速やかに施設ごとの内訳書を提出すること。
なお、内訳書の様式については、決定後連絡する。
- (2) 本公告の内容は、関東農政局オープンカウンター方式実施要領に優先する。